

# 住宅リフォーム助成金 申請を受け付けます

問住宅公園課 ☎(235)9604

「住宅リフォーム助成金」「三世  
代同居支援リフォーム助成金」「空  
き家活用促進リフォーム助成金」  
の申請を受け付けます。各助成金  
の申請条件や対象工事内容などの  
詳細は、住宅公園課で配布のチラ  
シまたは市ホームページで確認し  
てください。なお、今年度の募集  
終了後には3助成金の事業内容の  
見直しを行う予定です。助成金を  
活用した住宅リフォームをお考え  
の方は、あらかじめご注意ください。

## 施工業者の方へ

住宅リフォーム取扱事業者の  
新規出を受け付けます。詳細は、  
住宅公園課にお問い合わせまたは市  
ホームページをご覧ください。

### 3助成共通事項

- ▼対象者 市税などを滞納していない方(共有者などを含む)
- ▼リフォーム工事条件
  - ◎これから着工予定であること
  - ◎市内に本社・本店があり、市に住宅リフォーム取扱事業者の届け出をしている施工業者を利用すること
  - ◎工費が10万円以上(税抜き)になること
  - ◎平成30年3月30日までに工事が完了し、市に実績報告を行うこと
  - ◎一部でも他の助成制度の対象になっていないこと
- ▼申請場所 住宅公園課窓口

## 第1回住宅リフォーム助成金

市民の居住環境向上による定住促進と、地域経済活性化および市内業者の育成を図ることを目的とします。

### ▼助成対象者

- ◎海老名市に1年以上住民登録をしている方
- ◎住宅の所有者かつ居住者である方
- ◎過去に「住宅リフォーム助成金」「三世代同居支援リフォーム助成金」を交付されていない方

### ▼対象住宅

- ◎市内にある一戸建て住宅・マンションの自己専有部分・併用住宅の住宅部分(過去に「空き家活用促進リフォーム助成金」の交付を受け、工事を行った住宅は対象外)

- ▼申請期間 4月17日(月)～5月2日(火)9時～12時、13時～17時
- ※(土)(日)を除く

10万円以上の工事に対し  
2分の1助成

上限8万円

### ▼提出書類

- ◎住宅リフォーム助成金交付申請書
- ◎見積書の写し
- ◎撮影日入りの現況写真(工事予定箇所と住宅全体のもの)
- ◎前回の抽選に落選した方は落選通知書
- ▼注意事項
  - ◎申請件数が予算額を超える場合は抽選になります。前回(平成28年度第2回)の抽選に落選した方は、当選倍率の優遇対象になります。
  - ◎1申請期間中、1事業者の受注枠は5件までとなりますので、施工業者にご確認ください。
  - ◎本助成金は年2回の募集を行います。次回の受け付けは6月の予定です。

## 三世代同居支援リフォーム助成金

三世代家族の増加を推進し、子育て・介護を支援することで、子育て世代の定住促進を図ることを目的としています。

10万円以上の工事に対し  
2分の1助成

上限20万円



### ▼助成対象者

- ◎三世代で同居している、または新たに三世代で同居する親または子
- ◎子世帯に中学生以下の子(出産予定含む)がいる方
- ◎住宅の所有者かつ工事契約者である方
- ◎過去に「三世代同居支援リフォーム助成金」を交付されていない方

### ▼対象住宅

- ◎市内にある一戸建て住宅・マンションの自己専有部分・併用住宅の住宅部分(過去に「空き家活用促進リフォーム助成金」の交付を受け、工事を行った住宅は対象外)

- ▼申請期間 4月17日(月)～11月30日(木) ※(土)(日)(祝)を除く

## 空き家活用促進リフォーム助成金

空き家の利活用を図り、防災・衛生・景観などの住環境向上と、市内への定住促進を図ることを目的としています。

10万円以上の工事に対し  
2分の1助成

上限50万円

### ▼助成対象者

- ◎空き家を所有する個人(法人は対象外)
- ◎過去に「空き家活用促進リフォーム助成金」を交付されていない方
- ◎市内にあり、6カ月以上空き家となっている一戸建て住宅・併用住宅の住宅部分(新築住宅や、過去に「住宅リフォーム助成金」「三世代同居支援リフォーム助成金」を受け、工事を行った住宅は対象外)
- ◎現行の耐震基準を満たしている住宅(この事業を利用して基準を満たす住宅にリフォームする場合も可)
- ◎リフォーム後、賃貸・売却・自己や親族が居住する住宅

### ▼対象住宅

- ◎市内にあり、6カ月以上空き家となっている一戸建て住宅・併用住宅の住宅部分(新築住宅や、過去に「住宅リフォーム助成金」「三世代同居支援リフォーム助成金」を受け、工事を行った住宅は対象外)
- ◎現行の耐震基準を満たしている住宅(この事業を利用して基準を満たす住宅にリフォームする場合も可)
- ◎リフォーム後、賃貸・売却・自己や親族が居住する住宅

- ▼申請期間 4月17日(月)～11月30日(木) ※(土)(日)(祝)を除く
- ▼その他 予算の範囲内で先着順に受け付け。申請に必要な書類などは住宅公園課へお問い合わせください。

